

平成28年度 第8回全体庁議（11月7日開催）

区分	審議・報告	案件名 (担当部)	(8) 帯広市空家等対策計画（原案）について[都市建設部]
----	-------	--------------	-------------------------------

■ 提案・報告の趣旨

人口減少等を背景として空家等が全国的に年々増加しており、H27年5月に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行された。本市においても、危険な空家等や長期間利用されていない空家等が存在しており、今後、空家等の増加が懸念されることから、その対策が必要となっている。

空家等対策を総合的かつ計画的に進めることを目的に帯広市空家等対策計画を平成28年度中に策定予定であり、計画策定に向けて原案を作成したので、同内容を平成28年11月17日の建設文教委員会に報告するもの。

■ 提案・報告の主な内容(概要)

1 策定の趣旨

(1) 背景と目的等

空家等の発生の抑制や危険な空家等の解消などの対策を総合的かつ計画的に進め、防災や衛生などの生活環境の保全を図ることを目的に策定。

2 計画の対象

(1) 対象とする空家等

空家等対策の推進に関する特別措置法で定める「空家等(特定空家等を含む)」及び、今後空家等となることが想定される家屋

(2) 対象とする地区

帯広市内全域

3 空家等対策の課題

所有者等としての認識不足、所有者等の情報不足等

4 空家等対策の視点と取組方針・具体的取組

(1) 空家等対策の視点

人口構造変化への対応、住宅ストックの活用、市民・事業者・行政との連携の3つの視点のもとに、空家等対策を推進

(2) 取組方針・具体的取組

相談体制の整備・情報発信の充実、空家等の利活用の促進、特定空家等の解消の促進の3つの取組を柱として、総合的に空家等対策を推進

5 特定空家等の認定及び措置

認定は、国の示したガイドラインに基づいて行うこととし、地域特性について十分勘案するものとする。

特定空家等と認定した場合には、所有者等が問題を是正するように促すため、法に基づく指導等を行う。

6 空家等対策の実施体制

(1) 帯広市の実施体制

様々な相談に一元的に対応するための「住まいの総合相談窓口」、庁内関係課が連携して空家等対策をするための「帯広市空家等対策連携会議」、特定空家等の認定や措置について協議するための「帯広市特定空家等認定会議」を設置。

(2) 関係団体等との連携

空家等対策の推進にあたっては、関係団体等と相互に連携を図り、総合的かつ効果的に取り組む。

7 取り組みの成果目標

空家等の数を平成35年に1,093箇所未満に減少。

■ 今後のスケジュール

平成28年度中に計画策定し、平成29年度から取り組みを進める。

- ・平成28年11月17日 建設文教委員会へ計画原案の報告
- ・平成28年12月12日～平成29年1月11日 パブリックコメント実施
- ・平成29年2月 建設文教委員会へパブリックコメントの報告
- ・平成29年2月末 計画策定

■ 審議結果

- ・同内容で、11月17日建設文教委員会へ報告することで了承された。

■ その他、指摘事項等

- ・特になし